

令和6年6月7日

第2回江津市議会定例会

議 案



同意第 4 号

功労者の選定について

下記の者を江津市表彰条例（昭和 34 年江津市条例第 156 号）第 4 条第 4 号該当の功労者として選定することについて、同条例第 7 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 6 月 7 日提出

江津市長 中 村 中

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
	大 崎 賢 司	
	植 田 弘	
	佐々木 一 敬	
	山 根 克 彦	
	佐々木 孝 治	
	湯 浅 清 和	
	佐々木 馨	
	小 林 茂 実	

議案第 28 号

特別功労者を定めることについて

下記の者を江津市表彰条例（昭和 34 年江津市条例第 156 号）第 3 条該当の特別功労者として定めることについて、同条例第 7 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 6 月 7 日提出

江津市長 中 村 中

記

住 所	氏 名	生年月日
	山 下 修	
	永 岡 静 馬	
	永 井 良 三	
	森 下 勝 義	

報告第 3 号

専決処分報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 6 月 7 日提出

江津市長 中 村 中

専決処分第 6 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、車両事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 4 月 11 日

江津市長 中 村 中

損害賠償の額の決定及び和解について

作業用車両の運転上の過失により発生した事故について、次のとおり損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をした。

事 故			損害賠償の額
発生年月日	場 所	概 要	
令和 6 年 1 月 24 日	江津市島の星町 288-13 江津市島の星ク リーンセンター 最終処分場内	島の星クリーンセンター運 転管理業務受託者の運転す る作業用車両が、最終処分 場内で動けなくなった相手 方車両をけん引したが、け ん引方法が不適切であった ため、作業用車両に相手方 車両が衝突した。	312,532 円

報告第4号

令和5年度島根県江津市一般会計繰越明許費繰越の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙令和5年度島根県江津市一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり繰り越したので報告する。

令和6年6月7日提出

江津市長 中 村 中

令和5年度 島根県江津市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	国県支出金	地方債	その他	一般財源
2.総務費	1.総務管理費	広報広聴費	2,772,000	2,772,000		2,772,000			
2.総務費	1.総務管理費	普通財産管理費	1,410,000	1,410,000					1,410,000
2.総務費	1.総務管理費	DX推進事業	87,333,000	87,333,000		84,291,106			3,041,894
2.総務費	3.戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳費	10,285,000	10,285,000		10,285,000			
2.総務費	3.戸籍住民基本台帳費	住基ネットワーク費	572,000	572,000					572,000
3.民生費	1.社会福祉費	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	267,019,000	14,929,773		14,929,773			
3.民生費	1.社会福祉費	低所得者世帯支援給付金給付事業	103,254,000	27,529,974		19,249,974			8,280,000
3.民生費	2.児童福祉費	子育て世帯臨時給付金給付事業	92,045,000	302,000					302,000
4.衛生費	1.保健衛生費	地域医療支援対策事業	100,000,000	100,000,000			100,000,000		
4.衛生費	1.保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	3,110,000	3,110,000	203,470	2,906,530			
4.衛生費	2.清掃費	浜田地区広域行政組合負担金	692,631,000	692,631,000			692,600,000		31,000
4.衛生費	2.清掃費	不燃物処理場費	10,000,000	7,000,000			7,000,000		
6.農林水産業費	1.農業費	担い手育成対策事業	14,535,000	14,535,000					14,535,000
6.農林水産業費	1.農業費	農地費	4,200,000	4,200,000					4,200,000
6.農林水産業費	1.農業費	農地耕作条件改善事業	21,000,000	12,794,000		11,394,000	1,400,000		
6.農林水産業費	1.農業費	都野津畑地灌漑水路撤去事業	20,000,000	6,500,000					6,500,000
7.商工費	1.商工費	地場産業振興センター運営事業	6,916,000	5,766,000	35,000		5,700,000		31,000
7.商工費	1.商工費	観光費	4,241,000	4,240,500					4,240,500
8.土木費	2.道路橋梁費	道路維持補修事業	20,000,000	15,221,100	16,000		1,200,000		14,005,100
8.土木費	2.道路橋梁費	市道敬川試験場線側溝改良事業	4,500,000	4,402,251		2,341,000	2,000,000		61,251
8.土木費	2.道路橋梁費	橋梁長寿命化事業	45,000,000	39,760,486	31,239	23,617,731	16,100,000		11,516
8.土木費	2.道路橋梁費	通学路整備事業	30,000,000	7,079,637		6,779,637	300,000		
8.土木費	2.道路橋梁費	落石対策事業	30,000,000	23,631,000		13,897,270	8,800,000		933,730
8.土木費	3.河川費	河川維持補修事業	14,000,000	3,292,600			3,200,000		92,600
8.土木費	5.都市計画費	都市計画総務費	2,992,000	2,992,000					2,992,000
8.土木費	5.都市計画費	公園施設長寿化事業	24,200,000	16,040,804	5,804	6,535,000	9,500,000		
8.土木費	5.都市計画費	国民スポーツ大会推進事業	4,492,000	4,492,000					4,492,000
8.土木費	5.都市計画費	住環境整備事業	5,874,000	4,114,000		2,057,000			2,057,000
8.土木費	5.都市計画費	中心市街地整備事業	220,000	220,000					220,000
8.土木費	5.都市計画費	活用調査事業	3,000,000	3,000,000		1,000,000			2,000,000
8.土木費	5.都市計画費	防災集団移転促進事業	29,763,000	2,160,510		1,782,000	200,000		178,510
9.消防費	1.消防費	消防活動充実強化事業	3,000,000	3,000,000			3,000,000		
9.消防費	1.消防費	災害対策費	16,588,000	16,588,000					16,588,000
10.教育費	3.中学校費	中学校教育施設整備事業	11,014,000	7,294,000			7,200,000		94,000
11.災害復旧費	1.農林水産業施設災害復旧費	現年発生農業用施設災害復旧事業	11,776,000	11,776,000			2,200,000		9,576,000
11.災害復旧費	2.公共土木施設災害復旧費	現年発生公共土木施設災害復旧事業	19,000,000	8,974,000			7,800,000		1,174,000
合 計			1,716,742,000	1,169,948,635	291,513	203,838,021	868,200,000		97,619,101

報告第 5 号

令和 5 年度島根県江津市水道事業会計予算繰越の報告について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により、別紙
令和 5 年度島根県江津市水道事業会計予算繰越計算書のとおり繰り越したので報告
する。

令和 6 年 6 月 7 日提出

江津市長 中 村 中

令和5年度島根県江津市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払 義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国補助金	企業債	一般会計 負担金	工負担 事金	自己財源			
1. 資本的支出	1. 建設改良費	送配水施設整備費	円 342,495,000	円 273,560,056	円 52,000,000	円 0	円 9,000,000	円 0	円 15,212,000	円 27,788,000	円 16,934,944	円 0	配水管支障移転の原因となった他の公共事業の遅延等により、年度内完成が困難となったため。
計			342,495,000	273,560,056	52,000,000	0	9,000,000	0	15,212,000	27,788,000	16,934,944	0	

報告第 6 号

令和 5 年度島根県江津市下水道事業会計予算繰越の報告について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 1 項の規定により、令和 5 年度島根県江津市公共下水道事業会計予算について、別紙予算繰越計算書のとおり繰り越したので、同法第 3 項の規定に基づき報告する。

令和 6 年 6 月 7 日提出

江津市長 中 村 中

令和5年度島根県江津市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳					不 用 額	説 明
						国 庫 補 助 金	企 業 債	一般会計 負 担 金	工 負 担 事 金	自 己 財 源		
1. 資本的 支 出	1. 建 設 改良費	公共下水道 施設整備費	円 332,237,153	円 29,902,129	円 302,335,024	円 64,900,000	円 90,900,000	円 0	円 	円 146,535,024	円 0	工事着工後、管理者不明の埋設物の存在が判明し、その調査・対策に不測の日数を要し、年度内の管渠布設完了が困難となった。
		集落排水施設 整備費	183,790,847	163,722,461	20,000,000	0	0	0	14,425,000	5,575,000	68,386	支障移転工事の依頼元である県発注工事の遅延により、既設管の撤去工事発注が遅延したことにより年度内に撤去工事完了が困難となった。
計			516,028,000	193,624,590	322,335,024	64,900,000	90,900,000	0	14,425,000	152,110,024	68,386	

承認第 2 号

専決処分報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告する。

令和 6 年 6 月 7 日提出

江津市長 中 村 中

専決処分第 3 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、特に緊急を要するも議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 3 1 日

江津市長 中 村 中

江津市税条例の一部を改正する条例制定について

江津市税条例（昭和 29 年江津市条例第 41 号）の一部を改正する条例を別紙の
とおり制定するものとする。

江津市条例第16号

江津市税条例の一部を改正する条例

江津市税条例（昭和29年江津市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「若しくは金銭」を削り、同項第4号を次のように改める。

（4） 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金で、市民の福祉の増進に寄与するもの

第51条第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第51条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には、」に改める。

第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第71条第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第71条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第139条の3第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第139条の3第3項中「によって」を「により」に改める。

附則第4条の2を削る。

附則第5条の次に次の1条を加える。

(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)

第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第6条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附則第7条の4の次に次の4条を加える。

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第

5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- （1） 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数がある

るとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期(以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。)においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期(以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。)においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期(以下この項において「第3期納期」という。)及び同条第1項に規定する第4期の納期(以下この項において「第4期納期」という。)においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合

計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第 1 期納期、第 2 期納期及び第 3 期納期においてはしないものとし、第 4 期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

- 2 令和 6 年度分の個人の市民税（第 1 期納期から第 47 条第 1 項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和 6 年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第 7 条の 7 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、第 47 条の 2 第 1 項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第 3 項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第 2 項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

- （1） 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第 7 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合に算出される第 47 条の 2 第 1 項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第 5 号において同じ。）の合算額（以下この号及び第 5 号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第 3 項第 1 号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第 3 項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の 2 分の 1 に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を 2 で除して得た金額（当該金額に 1,000 円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第 2 期分金額」という。）をその者の特別税額控

除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であ

り、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別

徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

- 3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合

には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第8条第2項中「前条」を「附則第7条の4」に改め、同条第3項中「第34条の9第1項」の次に「、附則第7条の5第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第34条の9第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは、「附則第7条の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第10条の2第21項を削り、同条第20項を同条第21項とし、同条第19項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第20項とし、同条第18項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第17項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第16項中「附

則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第15項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第14項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は7分の6とする。

附則第10条の2第22項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第23項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第27項を同条第28項とし、同条第26項を同条第27項とし、同条第25項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第26項とし、同条第24項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第25項とし、同条第23項の次に次の1項を加える。

24 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の3第14項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附

則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第11条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第15条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第16条の3第3項に次の1号を加える。

- （5） 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第16条の4第3項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第17条第3項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条第5項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の2第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の2第5項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条

の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第56条の改正規定 令和7年4月1日
- (2) 第34条の7第1項の改正規定、附則第4条の2を削る改正規定及び次条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の江津市税条例第34条の7第1項（第4号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第4号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の江津市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。）附則

第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

承認第 3 号

専決処分報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告する。

令和 6 年 6 月 7 日提出

江津市長 中 村 中

専決処分第4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するも議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、次のとおり専決処分する。

令和6年3月31日

江津市長 中 村 中

令和5年度島根県江津市一般会計補正予算（第9号）を定めることについて

令和5年度島根県江津市一般会計補正予算（第9号）を別冊のとおり定めるものとする。

承認第 4 号

専決処分報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告する。

令和 6 年 6 月 7 日提出

江津市長 中 村 中

専決処分第 5 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、特に緊急を要するも議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 31 日

江津市長 中 村 中

令和 5 年度島根県江津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）を定めることについて

令和 5 年度島根県江津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）を別冊のとおり定めるものとする。

議案第 29 号

江津市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例
制定について

別紙のとおり、江津市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 7 日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第 号

江津市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例
江津市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例（昭和39年江津市条例第287号）の一部を次のように改正する。

第2条中「障害の状態」の次に「（非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令（平成18年総務省令第110号。以下「省令」という。）別表第2に定める第1級から第8級までの障害等級に該当する障害がある状態をいう。以下同じ。）」を加える。

別表の備考を次のように改める。

備考

- 1 障害の等級は、省令別表第2に定める障害の等級による。
- 2 障害の等級及び金額の決定については、政令第6条第5項から第8項まで（第6項第1号を除く。）及び省令第3条第2項の規定の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の江津市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。

議案第 30 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正
する条例制定について

別紙のとおり、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の
一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 7 日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年江津市条例第391号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第16条中「、第46条及び第46条の2（船員である職員に関する部分に限る。）」を「及び第46条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 1 号

江津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例制定について

別紙のとおり、江津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 7 日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第 号

江津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

江津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年江
津市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 29 条第 2 項第 3 号、第 31 条第 2 項第 3 号、第 44 条第 2 項第 3 号及び第 47 条
第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改める。

第 29 条第 2 項第 4 号、第 31 条第 2 項第 4 号、第 44 条第 2 項第 4 号及び第 47 条
第 2 項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 32 号

江津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり、江津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 7 日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第 号

江津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

江津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年江津市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条の見出し中「掲示」を「掲示等」に改め、同条第 1 項中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 33 号

過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
制定について

別紙のとおり、過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 7 日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第 号

過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成16年江津市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和6年4月1日から適用する。

議案第 34 号

江津市地域経済牽引事業の促進を重点的に図るべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり、江津市地域経済牽引事業の促進を重点的に図るべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 7 日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第 号

江津市地域経済牽引事業の促進を重点的に図るべき区域における固定資産税
の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

江津市地域経済牽引事業の促進を重点的に図るべき区域における固定資産税の課
税免除に関する条例（平成20年江津市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条中「起算して5年以内」を「令和7年3月31日まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の江津市地域経済牽引事業の促進を重
点的に図るべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の規定は、令和3
年4月1日から適用する。

議案第 35 号

地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり、地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 7 日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第 号

地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年江津市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和6年4月1日から適用する。

議案第 36 号

令和 6 年度島根県江津市一般会計補正予算（第 1 号）を定めることに
ついて

令和 6 年度島根県江津市一般会計補正予算（第 1 号）を、別冊のとおり定めるものとする。

令和 6 年 6 月 7 日提出

江津市長 中 村 中